

## 第4章 目黒区 環境マネジメント システムの取組み

平成 23 年度における、めぐろエコ・プラン（目黒区地球温暖化対策推進実行計画）の取組み実績について報告します。

## めぐろエコ・プラン（目黒区地球温暖化対策推進実行計画） ～低炭素社会実現に向けた目黒区率先行動計画～

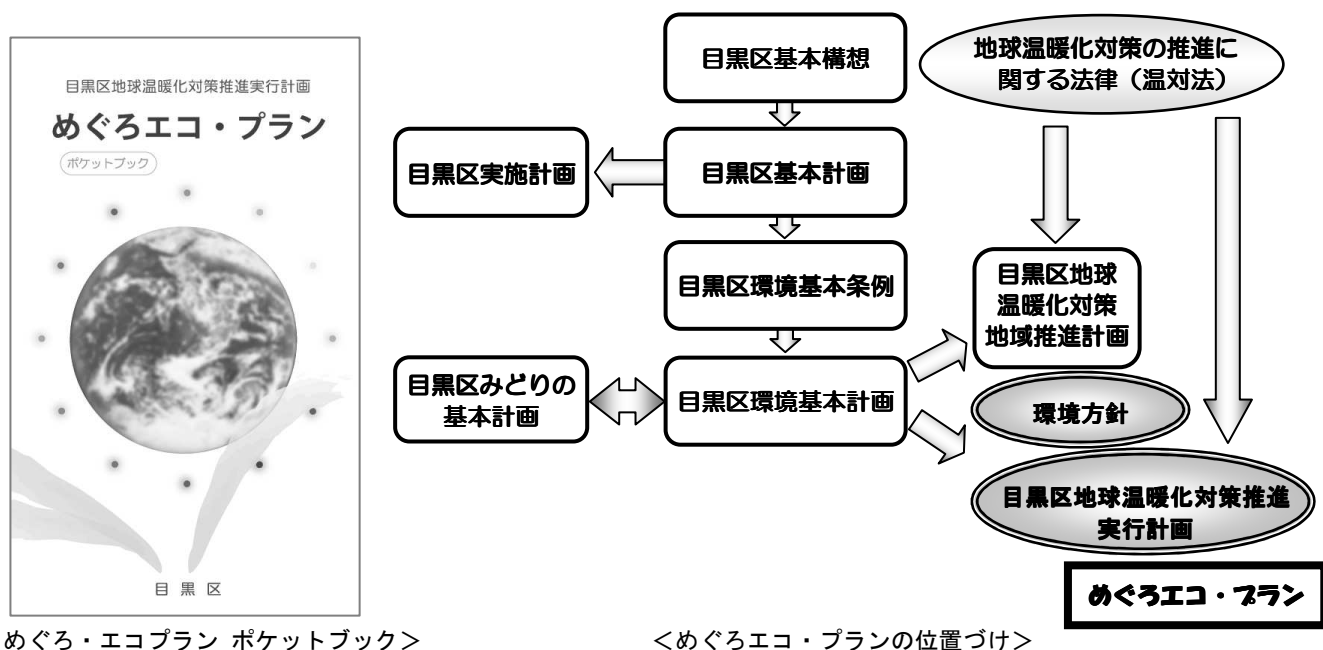
区は、暮らしに最も身近な基礎自治体として、また、区内における大規模事業者として、「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」の実現に向けた具体的な行動を区民や事業者に示し、率先垂範して、低炭素社会・循環型社会実現の牽引役とならなければなりません。

これまで、大規模施設を対象とした「ISO14001<sup>1</sup>」と、区の全施設を対象とした「新エコ・アクションプログラムめぐろⅡ<sup>2</sup>」の取組みによって、環境負荷の低減、温室効果ガスの削減に一定の成果を挙げてきました。

しかし、温室効果ガスの削減に関して区を取り巻く状況が厳しいものとなり、これまでの取組みをより主体的で実効性の伴った仕組みに見直すとともに、事業者のひとつとして、改正された地球温暖化対策にかかわる法律や都条例<sup>3</sup>に基づき、的確な措置を講じることとなりました。

そこで、区は「ISO14001」と「新エコ・アクションプログラムめぐろⅡ」を発展的に解消し、すべての施設を対象とした実行計画として「目黒区地球温暖化対策推進実行計画」を平成21年4月に策定しました。

この計画は、低炭素社会実現に向けた温室効果ガス排出量を削減するための総合的な仕組みであるとともに、循環型社会実現に向けた環境負荷低減に資する取組みの推進を図るもので、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項に規定する「地方公共団体実行計画」です。なお、この計画の略称を「めぐろ エコ・プラン」としています。



<めぐろ・エコプラン ポケットブック>

<めぐろエコ・プランの位置づけ>

<sup>1</sup> ISO14001：環境に関する国際標準規格。

<sup>2</sup> 新エコ・アクションプログラムめぐろⅡ：平成18年3月に策定した目黒区独自の「地球温暖化対策推進地方公共団体実行計画」。

<sup>3</sup> 改正された地球温暖化対策にかかわる法律や都条例改正省エネ法・温対法および改正東京都環境確保条例。詳細は第3章（P.80）参照。

● **進行管理**

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルによるマネジメントシステムを活用し、組織的な進行管理と継続的改善を行います。

● **計画期間**

平成21年度から25年度までの5年間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

● **対象範囲**

総合庁舎、庁外施設等を含めたすべての区の施設を対象とします。

（ただし、区営住宅等個別の利用者が光熱水費を負担している施設は除きます。）

● **目標**

区の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を、平成17年度を基準として、目標年度の平成25年度において6%以上削減することを目標とします。

（ただし、削減目標については、計画期間内であっても、国や東京都の計画等の動向を踏まえ、必要に応じて見直します。）

また、6種類の温室効果ガスのうち、総排出量の95%以上（区の事務事業においては98%）を占める二酸化炭素をエコ・プランの主たる管理対象とします。

● **取組み**

- ・大規模施設における省エネルギー活動の推進
- ・小規模施設における事業特性を活かした省エネルギー活動の推進
- ・日常業務でのエコオフィス活動の推進
- ・省エネルギー機器の段階的導入
- ・施設の新築、改築、改修時における省エネルギー・新エネルギー設備の導入
- ・低燃費車の導入
- ・温室効果ガス吸収作用の保全・創出

● **管理対象**

(1) 二酸化炭素排出量等算定項目

- ・電気、都市ガス、化石燃料（ガソリン、灯油、軽油、重油、LPG等）
- ・水道（下水道）

(2) 二酸化炭素排出量算定外項目

- ・ごみ排出量
- ・紙使用量
- ・グリーン購入
- ・省エネルギー機器の導入量

## 平成23年度の取組み結果

区の全ての施設を対象として、低炭素社会実現に向けた総合的な温室効果ガスの削減と循環型社会実現に向けたごみの減量等環境負荷の低減の取組みを進めました。

### ■ 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減

#### ● 温室効果ガス（二酸化炭素）の削減状況

温室効果ガスの排出量は、平成17年度を基準とし、平成25年度において6%以上削減することを目標に掲げています。平成23年度の総排出量は18,879 t-CO<sub>2</sub>であり、対平成22年度比で-15.6%、対基準年度比では-12.5%でした。

排出源別に見ると、電気（63.4%）、次いで都市ガス（32.0%）となっており、上位2項目で95%を占めています。このことから、夏期・冬期の節電対策が排出量削減に大きく寄与したことがうかがえます。

<二酸化炭素総排出量と内訳>

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

区 分	平成17年度 (基準値)		平成23年度		
	二酸化炭素排出量	構成割合(%)	二酸化炭素排出量	構成割合(%)	
総排出量	21,566	100.0	18,879	100.0	
内 訳	電気	13,880	64.4	11,974	63.4
	都市ガス	6,727	31.2	6,044	32.0
	水道	145	0.7	146	0.8
	下水道	398	1.8	401	2.1
	化石燃料	394	1.8	296	1.6
	その他	22	0.1	19	0.1

\* 化石燃料：ガソリン、LPG、CNG、軽油、灯油、重油など

\* その他：自動車走行距離などから算出したメタンや一酸化二窒素を二酸化炭素に換算

\* 排出係数は、東京都地球温暖化対策指針（平成17年4月1日）による。

\* 数値（t-CO<sub>2</sub>及び構成比率）は区分ごとに四捨五入しているため、合計と異なることがある。

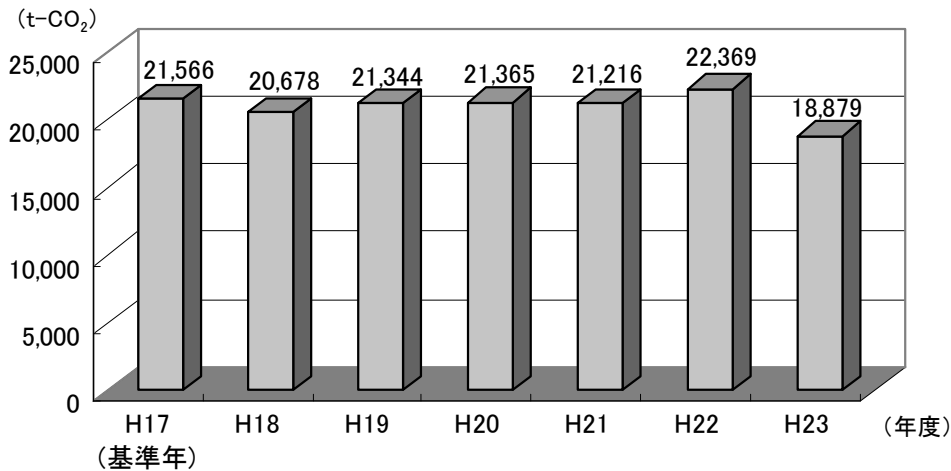
<電気、都市ガス、水道、下水道、ガソリンの使用量内訳>

区 分	単位	平成17年度 (基準値)	平成23年度	対基準年度比
電気	千 kWh	35,958	31,021	-13.7%
都市ガス	千 m <sup>3</sup>	3,191	2,867	-10.2%
水道	千 m <sup>3</sup>	763	768	+1.0%
下水道	千 m <sup>3</sup>	778	785	+1.0%
ガソリン	千 ℓ	55	44	-20.0%

\*ガソリンは購入量

● 二酸化炭素排出量の推移

＜二酸化炭素排出量の推移＞



基準年と各年度を比較すると、おおそ横ばい傾向が続いていますが、平成 23 年度は節電対策により、排出量が減少しました。

● 温室効果ガス削減に向けた取組み

★ 新エネルギー・省エネルギー機器等の導入

平成 23 年度も平成 22 年度に引き続き、区内の施設において、新築及び改修時に新エネルギー設備（太陽光発電）や、省エネ性能の高い照明や空調機等の省エネルギー機器の導入、建物の断熱化等を行いました。

① 施設の新築・大規模改修

施設名	導入した新エネルギー・省エネルギー機器
烏森住区センター	Hf 型蛍光灯、電球型蛍光灯、人感センサー、高輝度誘導灯、トップランナーエアコン、全熱交換器など
目黒本町二丁目複合施設 (第二ひもんや保育園)	太陽光発電、Hf 型蛍光灯、電球型蛍光灯、人感センサー、高輝度誘導灯、高輝度放電ランプ、トップランナーエアコン、全熱交換器、節水器具、高効率給湯器など 建築)・躯体断熱(屋根断熱、外壁断熱) ・開口部断熱(複層ガラス、気密サッシ) ・日射遮蔽(庇)
南保育園	Hf 型蛍光灯、電球型蛍光灯、人感センサー、高輝度誘導灯、高輝度放電ランプ、トップランナーエアコン、全熱交換器、節水器具、高効率給湯器など 建築)・開口部断熱(複層ガラス、気密サッシ) ・日射遮蔽(庇)
中央町保育園	太陽光発電、Hf 型蛍光灯、電球型蛍光灯、人感センサー、高輝度誘導灯、高輝度放電ランプ、トップランナーエアコン、全熱交換器、節水器具、高効率給湯器など 建築)・開口部断熱(複層ガラス) ・日射遮蔽(庇)

② 施設の小規模改修

施設名	導入した新エネルギー・省エネルギー機器
菅刈小学校	Hf 型蛍光灯、人感センサー、適正照度調整システム
田道保育園、第八中学校、ふどう幼稚園	Hf 型蛍光灯、適正照度調整システム
目黒土木事務所	Hf 型蛍光灯、高輝度誘導灯
第一中学校	高輝度放電ランプ
下目黒小学校	高輝度誘導灯

**導入技術の例**

○高輝度誘導灯

蛍光灯形誘導灯			LED形誘導灯	
名称	蛍光灯	消費電力	名称	消費電力
小型	10W1灯	15W	C級	2.0W
中型	20W1灯	23W	B級BL形	2.7W
特殊大型	40W1灯	49W	B級BH形	3.6W

対 応

○人感センサー

調光機能: 人がいる時は、100%点灯 / 人がいない時は、25%調光

ON-OFF 機能: 人がいる時は、100%点灯 / 人がいない時は、消灯

出典：株式会社 日立ビルシステム

出典：「中小規模事業所の省エネルギー対策（基本編）」（東京都環境局）

★ 緑化の推進

温室効果ガスの吸収作用の保全・創出を図る目的のもと、区内の施設において新築、改築等時に緑化の推進を行いました。

施設名	緑化形式	緑化面積 (小数点以下四捨五入)
中央町保育園	屋上緑化	71 m <sup>2</sup>
	樹木・草地緑化 (GL 面)	36 m <sup>2</sup>
目黒本町二丁目複合施設 (第二ひもんや保育園)	樹木・草地緑化	222 m <sup>2</sup>
	壁面緑化	70 m <sup>2</sup>
南保育園	樹木・草地緑化	217 m <sup>2</sup>
中根小学校内学童保育クラブ	屋上緑化	120 m <sup>2</sup>
	樹木・草地緑化	856 m <sup>2</sup>
五本木東児童遊園	樹木・草地緑化	114 m <sup>2</sup>
蛇崩川緑道	樹木・草地緑化	140 m <sup>2</sup>
合 計		1,846 m <sup>2</sup>

★ 啓発等

職員を対象とした環境研修の実施や啓発ポスターの作成・掲示を行うことで、職員の意識啓発を図りました。また、エコオフィス活動や地球温暖化対策の関連情報をわかりやすく提供する「めぐろエコ・プラン通信」を作成して、庁内メールで発信しました。



<ポスター(7~10月まで掲載)>

● 環境負荷を低減に向けた取組み

★ ごみの排出量と紙の使用量

平成23年度は、平成22年度と比較するとごみの排出量、紙の使用量がともに増加しました。ごみの排出量別に見ると、燃やすごみが増加傾向にあります。

<ごみの排出量>

(単位：t)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	対前年度比
排出量		1,007	1,108	1,218	+10%
内訳	燃やすごみ	836	931	1,031	+11%
	燃やさないごみ	132	144	149	+3%
	資源	39	34	38	+12%

<紙の使用量>

(単位：万枚)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対前年度比
用紙の購入量	4,750	4,197	4,517	+8%
外注印刷物	5,799	5,167	5,267	+2%

\*紙はA4サイズに換算

\*「ごみの排出量」と「紙の使用量」は、平成21年度から、計画年度中の前年度以下に減らしていく。


★ 環境に配慮した製品の購入(グリーン購入品目数)

平成23年度の「環境に配慮した製品」の購入は295品目であり、平成22年度(283品目)に比べ、12品目増やしました。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対前年度数
品目数	259	283	295	+12品目







**付録**  
**環境行政を**  
**めぐる動き**

## 環境行政をめぐる動き

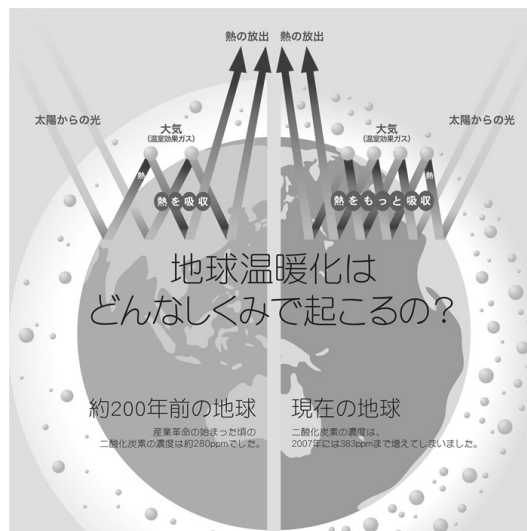
環境をとりまく状況は、めまぐるしく変化しています。世界や国、東京都の動向にあわせ、区では右頁の表に示すような取組みを進めてきました。特に近年では、以下のような環境問題の重要性が高まっています。

### ①地球温暖化問題の顕在化、京都議定書から「ポスト京都」へ

地球温暖化問題に取り組むため、平成9年に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、「京都議定書」が採択されました。同議定書では、第一約束期間（平成20～24年）に、温室効果ガスを先進国全体で平成2年比5%削減することを目標としており、日本は6%削減の目標が定められました。

第一約束期間終了後の「ポスト京都」については、平成23年に開催された第17回締約国会議（COP17）で、京都議定書の延長が決定されました。

目黒区においても、平成17年に策定した「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」や計画の実行計画である「めぐろエコ・プラン」に基づいた取組みを進めています。



＜地球温暖化のしくみ＞

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページより (<http://www.jccca.org/>)

### ②循環型社会へ向けた法制度の整備

廃棄物・リサイクル対策は、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により拡充・整備が図られてきました。平成13年に施行された「循環型社会形成推進基本法」では、3Rの推進により、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが目指されました。

目黒区においても、レジ袋削減を目指した「めぐろ買い物ルール」を策定するなど、ごみの減量、リサイクルに取り組んでいます。

### ③生物多様性の保全と自然再生

私たちの生活に様々な恩恵をもたらす生物多様性は、急速に失われつつあります。平成22年に名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されたことをきっかけに、国内での議論も盛り上がりを見せています。

目黒区でも、ただ多くのみどりを保全するだけでなく、生物多様性をはぐくむ質の高いみどりの育成に努めています。



＜COP10 ロゴマーク＞

出典：環境省報道発表資料より (<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11920>)

## ＜環境行政をめぐる区の動きおよび世界・日本・東京都の動き＞

年度	区の動き	★：世界の動き ●：国の動き ○：東京都の動き
平成 13 年度 (2001 年度)	ISO14001 認証取得	●「自動車 NOx・PM 法」制定 ●「PCB 特別措置法」制定 ○「東京都環境基本計画」改定
平成 14 年度 (2002 年度)	<b>「目黒区環境基本計画」策定</b> 「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例 (略称:「ポイ捨て防止条例」)」制定	★持続可能な開発に関する世界首脳会議(リオ+10) ●「土壌汚染対策法」制定 ●「新エネルギー発電法」制定 ★「京都議定書」批准 ●「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ●「地球温暖化対策推進大綱」策定 ○「東京都環境影響評価条例」改正 ○「ヒートアイランド対策組方針」策定 ○「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針」策定
平成 15 年度 (2003 年度)	—	●「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定 ●「ヒートアイランド対策大綱」策定
平成 16 年度 (2004 年度)	ISO14001 サイト拡大・環境方針の改定	●「外来生物法」制定 ●「環境保全活動・環境教育推進法に関する基本方針」 閣議決定 ★「京都議定書」発効 ○「平成 16 年度東京都環境物品等調達方針(公共 工事)策定
平成 17 年度 (2005 年度)	「新エコ・アクションプログラムめぐろⅡ」策定 (環境保全率先実行計画・地球温暖化対策推進地方公 共団体実行計画) 「目黒区環境学習推進計画」策定 「住宅マスタープラン」改定 「目黒区放置自転車対策基本計画」策定	○「東京都環境確保条例」改定 (エネルギー環境計画書、省エネラベリング制度の 創設) ○「みどりの新戦略ガイドプラン」策定
平成 18 年度 (2006 年度)	<b>「目黒区みどりの基本計画」改定</b> 「目黒区一般廃棄物処理基本計画」改定 「目黒区地域街づくり条例」制定	●「容器包装リサイクル法」改正 ●「新バリアフリー法」制定 ○「持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラ ム」策定 ○「東京都再生可能エネルギー戦略」策定
平成 19 年度 (2007 年度)	ISO14001 サイト拡大 <b>「目黒区環境基本計画」改定</b> <b>「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」策定</b> 住環境プロジェクト*	●「外来生物法」改正 ●「種の保存法」改正 ●「自動車 NOx・PM 法」改正 ○「東京都気候変動対策方針」策定 ○「緑の東京 10 年プロジェクト 基本方針」策定 ○「東京都環境基本計画」策定
平成 20 年度 (2008 年度)	「敷地面積の最低限度」の都市計画変更の決定* ISO14001 認証返上	●「生物多様性基本法」制定 ●「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正 ●「地球温暖化対策推進法」改正 ●「低炭素社会づくり行動計画」策定 ○「東京都環境確保条例」改正 ○「東京都自然保護条例」改正
平成 21 年度 (2009 年度)	「目黒区景観計画」策定 <b>めぐろエコ・プラン</b> <b>(目黒区地球温暖化対策推進実行計画)策定</b>	○「東京都地球温暖化対策指針」改正 ○「東京都エネルギー有効利用指針」制定
平成 22 年度 (2010 年度)	「目黒区総合治水対策基本計画」改定 「目黒区環境学習推進計画」改訂	★生物多様性条約第 10 回締結国会議(COP10) 開催 (「名古屋-クアラルンプール補足議定書」、「愛知タ ーゲット」、「名古屋議定書」策定) ○「首都圏キャップ&トレード制度」協定締結 ○「中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン」 策定
平成 23 年度 (2011 年度)	<b>「目黒区環境基本計画」改定</b>	★京都議定書第 17 回締結国会議(COP17)開催

※めぐろ住環境プロジェクト…平成 20 年度より実施された、住みやすい環境を整備するための一連の取組。  
目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例、目黒区開発許可の基準に関する条例、目黒区斜面地建築物  
の制限に関する条例の制定、目黒区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、目黒区みどりの条例、目  
黒区自転車等放置防止条例の改正等が行われました。







めぐろの環境（環境報告書） 平成24年度版

発行 平成24年9月発行  
目黒区  
編集 目黒区環境清掃部環境保全課  
東京都目黒区上目黒2丁目19番15号  
電話 03-3715-1111（代表）

主要印刷物番号

24-10号